

令和4年第3回定例会会議録（第8号）

令和4年9月28日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
政策企画課長	行 部 さ と 子 君		

○議会事務局出席者

局	長	花 田 伸 一	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長		岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査		河 野 あ や	主 査	松 尾 麻 里
主 査		佐 藤 雅 俊	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第8号）

令和4年9月28日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議第68号 工事請負契約の締結についての訂正の件
- 第 2 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 3 議第85号 令和4年度別府市一般会計補正予算（第7号）
- 第 4 議第80号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて
議第81号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて
- 第 5 議第82号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第83号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第84号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 6 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判
断比率について
報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足
比率について
報告第11号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第 9号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援
を求める意見書
議員提出議案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書
議員提出議案第11号 教職員が保護者や地域とつながり地域に根ざした学
校教育活動ができるための環境づくりを求める意見
書
- 第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第8号により行います。

日程第1により、議第68号工事請負契約の締結についての訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま議題となりました議第68号工事請負契約の締結についてに対する訂正について、その理由を御説明申し上げます。

令和4年9月5日付で株式会社信和の代表取締役が変更となったことに伴い、議第68号工事請負契約の締結についての議決対象事項の第4項中、株式会社信和代表取締役清家努を、株式会社信和代表取締役清家子に訂正することについて、別府市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原隆生君） 以上で、訂正理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。上程中の議第68号工事請負契約の締結についての訂正の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、議第68号の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

次に、日程第2により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び予算決算特別委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（森 大輔君） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る9月6日及び16日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案、議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分ほか5件につきまして、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分についてであります。

各課主なものとして、ひと・くらし支援課関係部分においては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、昨年度、全額国による支援策として実施したが、事業の精算に伴い国庫補助金を返納することにより、2億9,130万8,000円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、昨年度の給付実績に関する質疑に対し、当局から、住民税非課税世帯が1万9,446世帯、家計急変世帯が57世帯、その他の世帯が18世帯であったとの答弁がなされました。

次に、子育て支援課関係部分についてであります。

放課後児童クラブに勤務する職員の収入を3%程度引き上げる措置を令和4年2月分から9月分に行っているが、10月分から令和5年3月分においても措置すること等により、児童クラブへの委託料1,044万3,000円を追加計上しているとの説明がなされた次第であります。

委員から、職員の収入に加算したことの確認方法について質疑があり、当局から、現在実績報告書と賃金台帳を確認しているが、今回も同様に適切に確認するとの答弁がなさ

れました。

また、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援へとつなげるため、来年度以降、本格運用を目指す子ども見守りシステムを構築するため、現在、各部課等で保有している子どもに関するデータを集約し、児童福祉コアシステムの構築を委託するため1,018万6,000円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、システムの活用方法について質疑があり、当局から、データの蓄積で変化が見える子どもの情報を学校等に提供し、支援の方針などを関係機関で協議し、役割分担しながら連携し、適切な支援を決めていくとの答弁がなされました。

また、別の委員から、システムだけではなく、専門的な知識のある相談員による相談支援体制を同時に構築すべきではとの意見があり、当局から、各関係機関の専門家も一緒に協議し支援しているとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、子育て支援課の中で相談を把握し有効な支援ができるよう、核となる職員が必要ではないかとの意見に対し、当局から、核となる職員が必要だと考えているとの答弁がなされ、さらに同委員から、システム構築後、市で相談を受けたときに、専門家につなぐことができるのかとの質疑に対し、当局から、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターが連携して支援を行っているので、システム構築後も引き続き行っていくとの答弁がなされました。これを受け、同委員から、システムと当時に職員の体制もきちんと構築してほしいとの意見がなされました。

また、別の委員から、重要な個人情報を扱うことになるので、携わる職員は重要性について認識してほしいとの意見がなされ、当局から、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを行う旨の答弁がなされました。

続きまして、健康推進課関係部分についてであります。

新型コロナウイルス感染症について、別府市PCR検査センターの開設期間を9月末までとしていたが、感染拡大を防止し、市民の安全安心を確保するため、令和5年3月末まで延長することに伴い、3億3,121万2,000円を追加計上しているとの説明がなされました。

委員から、検査の陰性証明を出していない理由について質疑があり、当局から、限られた人員の中で事務量が增大すること、またセンターは市民に安心してもらうことを目的に開設しているためとの答弁に対し、複数の委員から、陰性証明を出す方向で検討してほしいとの意見がなされた次第であります。

また、コロナ禍で自宅に閉じこもりがちになっている方に対し、フレイル予防対策により市民の健康増進に取り組むため、ストレッチ教室等を拡充するとともに、熱中症対策として北部地区公民館体育室の空調機器を設置するため、1,330万2,000円を追加計上し、空調機器は工期等の関係で年度内に導入することができないため、債務負担行為補正として、購入費の951万8,000円を計上しているとの説明がなされました。

続いて、保険年金課関係部分については、歳入として、昨年度大分県後期高齢者医療広域連合に支出した療養給付費負担金の精算に伴う返還金を、3,345万7,000円計上しているとの説明がなされた次第であります。

次に、介護保険課関係部分については、歳入として、低所得者保険料軽減負担金の国及び県からの追加交付分207万3,000円を計上しているとの説明がなされました。

続いて、教育政策課関係部分についてであります。

子どもたちの熱中症対策、避難所の環境改善として、小中学校の全ての体育館20施設及び地区体育館等6施設に空調を整備するための発注支援業務委託料として1,980万円追加計上しているとの説明がなされました。

委員から、施設の使用料について、空調が入ったことにより、光熱費相当分上乗せされ

と思うが、利用しやすい料金に設定してほしいとの意見に対し、当局から、利用者のことを考慮し、適切な料金を設定したいとの答弁がなされました。

また、学校給食の食材費が高騰しているため、補助金を交付することにより、給食費を値上げせずに現在の献立を維持・提供できるよう、小学校、中学校合わせて932万2,000円を追加計上しているとの説明がなされました。

また、食物アレルギー対応給食調理場の整備に係る資材調達に大幅な日数を要することが見込まれ、令和5年9月の供用開始に向けて、早期に契約を締結する必要が生じたことから、限度額は3,970万円、期間は今年度から令和5年度の2か年の債務負担行為を設定しているとの説明がなされました。

委員から、今後も物価上昇が見込まれるが、今回契約する分について、今後契約金額は変わらないのかとの質疑に対して、当局から、さらに物価が上昇した場合、変更契約が想定されるとの答弁がなされた次第であります。

続いて、障害福祉課、介護保険課、及び子育て支援課関係部分について、原油等の燃料価格高騰により、影響を受けている障害福祉関連191施設、高齢者関連555施設、及び児童福祉施設89施設の合計835施設に対し、国の臨時交付金を活用し、高騰分を補填するため、合計3,514万5,000円を計上しているとの説明がなされました。

次に、議第60号令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、令和3年度決算における剰余金を令和4年度に繰り越し、歳入として、繰越金5億3,654万8,000円を計上し、また、歳出として1億7,988万円を精算返還金として計上するとともに、繰越金から精算返還金を差し引いた差額3億5,666万8,000円を基金積立金として計上しているとの説明がなされた次第であります。

続きまして、議第62号令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入において、令和3年度決算における剰余金を令和4年度の繰越金の追加額3億3,207万2,000円として、また、歳出において、令和3年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の精算に伴う国、県及び支払基金からの超過交付分合計2億2,899万1,000円を精算返還金として計上するとともに、繰越金から精算返還金を差し引いた差額1億308万1,000円を予備費の追加額に計上しているとの説明がなされました。

続いて、議第63号令和4年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、令和3年度決算における剰余金を令和4年度に繰り越し、歳入として繰越金597万8,000円を計上し、また、決算剰余金は出納整理期間中に徴収した保険料であるため、大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出する保険料等負担金として、歳出に同額を計上しているとの説明がなされた次第であります。

以上4件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第64号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、別府市公有財産規則に基づき、別府市男女共同参画センター体育室を防災備蓄倉庫に用途を変更し、所管替えを行ったことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、災害時に使用する備蓄倉庫への入り口はセンターの正面のみかとの質疑に対し、当局から、備蓄倉庫のあるセンター西側にあるとの答弁がなされました。

最後に、議第68号工事請負契約の締結についてであります。

別府市美術館外空調設備改修工事の工事請負契約を締結しようとする事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであり、契約の方法は要件設定型一般競争入札、契約金額は2億977万円、契約の相手方は信和・地熱・和光建設工事共同企業体、工事期間は令和6年1月10日まで

との説明がなされた次第であります。

委員から、何者入札があったかとの質疑に対し、当局から、3つの共同企業体から入札があったとの答弁がなされました。

また、別の委員から、入札参加資格を共同企業体とした理由についての質疑があり、当局から、特定建設工事共同企業体は、比較的大規模かつ技術難易度の高い工事について、工事の安定的な施工の確保を目的にしているためとの答弁がなされました。

以上、1件の条例議案及び1件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告を終了いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・阿部真一君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(阿部真一君) 去る9月6日及び16日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算(第5号)関係部分ほか3件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算(第5号)財政課関係部分についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額2,113万6,000円を、学校給食の食材費高騰対策補助金や社会福祉施設に対する電気代の物価高騰対策緊急支援事業負担金の財源に充当すること、また、前年度決算剰余金の確定に伴い、歳入では、繰越金8億4,435万4,000円を追加し、一方、歳出では地方財政法の規定に基づき、別府市財政調整基金に5億2,217万8,000円を積み立てる旨の説明がなされました。

次に、議第79号令和4年度別府市一般会計補正予算(第6号)財政課関係部分では、新湯治・ウェルネスツーリズム推進事業における歳出予算の一般財源不足分を調整するため、別府市財政調整基金から900万円を繰入れすることにより、基金の年度末現在高見込みは65億8,011万8,000円になるとの説明がなされました。

以上2件の予算議案の採決におきましては、議第79号関係部分について、一部委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、一方、議第78号関係部分については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、2件の条例議案についてであります。

初めに、議第65号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正については、最近における物価の変動等により公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料の供給、並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

最後に、議第66号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、仕事と育児の両立を支援するため、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、また、非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化等に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

まず、非常勤職員の任用期間と育児休業の取得期間についての質疑に対し、当局から、育児休業は任用期間内で取得可能であるが、任用期間が更新された場合には、更新後の任

用期間内においても取得可能であるとの説明がなされました。また、別の委員から、育児休業を取得できる期間と1回当たりの日数の上限について質疑がなされ、当局から、常勤職員では出生後8週間以内の期間に原則2回まで、さらに、3歳までの期間に2回取得できること、育児を行う当該子が達する年齢の期間内において取得できるものであり、1回当たりの上限日数はないこと。また、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業については、夫婦交替での取得が可能となる旨の詳細な説明がなされました。

その他、育児休業の取得者数と取得率に関する質疑では、令和3年度の新規取得者数及び取得率は、前年度比10.9%増の18人で50%、うち男性が6人で25%、女性が12人で100%であるとの説明がなされたのに対し、委員から、育児休業制度は複雑であるため、職員に対する周知を図ること、また、別の委員からは、様々な状況を想定して、育児休業における任期の更新に関する基準を明確化するよう要望がなされた次第であります。

以上2件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・三重忠昭君登壇)

○観光建設水道委員会委員長(三重忠昭君) 去る9月6日及び16日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第61号令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)ほか3件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第61号令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)については、令和3年度予算の出納閉鎖に伴い、事業収支が確定したことにより、歳入・歳出の関連経費を補正計上しようとするものとの当局説明を適切、妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案、議第67号別府市手数料条例の一部改正については、長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定制度に係る審査手数料を定めようとするものとの当局説明を適切、妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

続きまして、議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算(第5号)関係部分についてであります。

観光課関係では、全国からの誘客を図る国内最大規模の観光プロモーションを開催する大分県ディステーションキャンペーン実行委員会への負担金を補正計上、また、大分県と実施する別府国際コンベンションセンター内の特定天井改修工事の実施設計が令和5年度にかけて実施することとなったため、負担金額を減額補正しようとするものとの説明がなされました。

次に、温泉課関係では、温泉の温度低下や噴気・沸騰泉の減少等の課題を解決し、将来にわたって持続可能な温泉の安定供給、資源の確保や利活用を図るための温泉マネジメント計画を設定する経費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、大分県が実施した温泉資源量調査との関係についての質疑があり、当局から、県の調査は新たな特別保護地域の指定に活用されているが、結果を調査ごとで終わらせず、不足箇所と余剰箇所の把握も含めたマネジメント計画を策定していきたいとの答弁がなされました。

その他、設置する検討委員会のメンバー構成、泉源の公有化や地下水のくみ上げ規制を求める意見・質疑等がなされましたが、最終的に当局の説明を了とした次第であります。

次に、産業政策課関係では、別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金について、大分県の緊急対策特別資金の取扱い期間が延長されたことに伴い、対象期間が年度を越える見込みとなったため、債務負担行為として補正計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、都市整備課関係では、地方道路整備事業、橋梁長寿命化事業、山田関の江線外道路整備事業及び浜脇秋葉線道路整備事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、公共発注者における施工時期の平準化の取組が強化されたことなどに伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、施設整備課関係では、公営住宅整備事業及び公営住宅建設事業において、年度間調整による交付金受入額の減少に伴い、地方債を補正計上しようとするものとの説明がなされ、最終的に、議第 78 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）関係部分については、当局説明を適切、妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第 79 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分については、医療・美容・健康等に特化した特別な旅を提供する新湯治・ウェルネスツーリズム事業推進のための拠点施設の設置場所を検討するため、拠点施設の在り方の検討、設置場所の可能性基礎調査、サウンディング調査等を実施する経費を補正計上しようとするものとの説明とともに、市民の関心がある大きな事業では丁寧な説明が求められるため、事前に調査会などを行い、議論を深めて提案するべきであったことをおわびするとの陳謝がなされました。

委員から、昔から行われてきた湯治など、既に別府そのものがウェルネスツーリズムの機能を備えているため、新たな施設を設置する必要があるのかとの質疑があり、当局から、今の別府で不足しているものは科学的見地を民間事業者と共有することであり、世界の中の別府を目指し、観光客ばかりではなく市民に直接還元できる拠点施設を設置し、戦略的なブランディング・価値の創造に取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

また、他の委員から、市内の関連する民間事業者を圧迫せずにこの事業を進めていけるのかとの質疑があり、当局から、この事業により既存の事業者にもうかってもらう、市全体、地域全体で稼いでいける仕組みを構築していきたいとの答弁がなされました。

さらに、複数の委員から、事業の進捗状況などについて、市民の代表である議会に対し随時報告を行うよう要望がなされ、当局から、今後は情報開示及び意見交換の機会を増やしていきたいとの答弁がなされました。

最終的に、議第 79 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分については、一部委員から提案が唐突・拙速・性急過ぎるとの理由で、反対である旨の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（予算決算特別委員会委員長・荒金卓雄君登壇）

- 予算決算特別委員会委員長（荒金卓雄君） 去る 9 月 6 日の本会議において、予算決算特別委員会に付託を受けました議第 69 号令和 3 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 77 号令和 3 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまでの計 9 議案について、審査いたしました経過並びに結果について、御報告いたします。

当初予算審議と決算認定審査の循環性を保つため、本委員会では、予算の執行や各事業が適正かつ効果的に行われているかを検証し、将来の財政運営や、翌年度の当初予算編成

へ反映させることを目的として、本年度も、慎重かつ適正な審査を実施いたしました。

委員会審査初日の9月9日においては、執行部の全体説明を受けた後、委員4名による総括審査を実施いたしました。

また、13日においては、委員2名による個別審査を実施し、9月15日に採決を行ったところであります。

令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収を見据えた財政規律の引締めを念頭に、感染症対策、デジタルファーストの推進、市民の安全確保、共生社会の実現に向けた取組に財源を重点配分し、市民が幸せを実感できるまちづくりを最大の目的に予算編成がなされたものの、現実として地方税の減収、市債残高の増加の中、より一層の事務事業の精査を求め、事業実施の過程や成果について質疑がなされました。

審査の過程においては、91.1%と改善の見られた経常収支比率や、9億74万円の黒字である実質単年度収支について、一方で増加している地方債残高のほか、主要基金の状況について、市全体の財政状況に係る今後の見通しや課題に関する質疑がなされました。

加えて、コロナ禍で影響を受けた市内中小企業者への支援や生活困窮世帯への取組、公共施設の利活用事業や今後予定されている大型整備事業について、さらには、ICTを活用した情報配信事業や少子化対策の重要な位置づけである保育所や児童クラブの人員確保についての質疑がなされました。

また、Biz LINKに対する委託料対象事業の入札方法、公益性、情報公開などに関する事、地方卸売市場の事業について、今後の取引量の見込みなどの質疑がなされました。

続きまして、意見についての報告となります。

まず、各事業の成果については、予算の所期効果を上げるため、費用対効果をしっかりと評価・検証・分析し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力すること。また、コロナ禍における住民ニーズを的確に把握し、住民へ負担を軽減するなど、対策を講じながら、改善できるところは柔軟に改善を行い、事業の見直しも含めた事業継続を図るとともに、各事業の成果の公表、住民福祉の向上のため、情報の発信に努めること。

次に、水道事業については、給水人口の減少により収入決算額の減少が続く中、今後も老朽化した配水管の更新や耐震化等による維持費の増加が見込まれるため、引き続き事業全体の調整を図り、将来的にも安定した経営の健全化に努めること。

公共下水道事業については、独立採算制を基本としているため、業務委託等による事務の効率化や水道事業と共通する業務の統合など、さらなる経営努力に努めること。

最後に、令和5年度の予算編成に当たっては、世界情勢や長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収を見据え、今後の財政運営の課題となる社会保障費の増加、人口減少、公共施設の老朽化対策と併せて、国の政策等を注視しながら、しっかりとした対策を講じること。

また、支出の平準化を図り、令和5年度も実質単年度収支が黒字となるよう予算編成を行うとともに、災害等、不測の事態に備えた財政調整基金については、目の前の課題解決に取り組みながらも、目標どおりの基金額を確保すること等、様々な意見が各委員からなされました。

審査の結果、一部委員から反対の意思表示がなされた議案もございましたが、全議案について認定すべきものと決定いたしました。

なお、昨年度同様、委員会で取りまとめを行った改善提案等を次のとおり本委員会の意見書として市長に提案し、政策に生かすよう求めることといたしました。

1、持続可能な財政運営について

令和3年度決算は、コロナ禍2年目の決算であり、市独自対策を含むコロナ対策関連費

用として83億円を支出し、うち10億9,000万円を一般財源から支出している。観光を中心とする本市の社会経済構造を踏まえ、地方税等の歳入が減収している中、一般財源に及ぼす影響を十分考慮し、市政運営を進めていく必要がある。

経常収支比率は91.1%と大きな改善が見られるが、これは地方交付税や特例交付税等がおよそ24億円増加したことが要因である。今後も国の政策・直接税や特定収入などを考慮する必要がある。

公債費では、地方公共団体の健全度を示す実質公債費比率が2.9%と、県内平均や類似団体と比較しても良好な水準ではあるものの、持続可能な健全財政の運営を念頭に、地方債を発行するに当たっては、交付税措置のある有利な起債に努め、公債費が財政運営に支障を来さないことを求める。

基金全体の残高は、前年度と比較して20億9,000万円増加しているが、今後の財政需要に備えるためにも、本市の目標である財政調整用基金残高50億円以上の確保に努めること。

各政策における不用額については、人件費、人員募集が実際の雇用に結びつかずに生じた不用額が見受けられる。現場の人員不足による市民生活への影響、政策推進の鈍化・低下につながるが大前提であり、根本的に改善する必要がある。

2、補助金の必要性の検証について

補助金の交付に当たっては、公益性や公平性を確保する必要があり、十分な審査と効果検証を実施し、必要最低限の予算執行とすること。補助事業完了後には、実績報告及び補助金等成果報告書により、費用対効果の検証を十分に行うとともに、補助金の透明性の確保に努めること。

3、公共施設跡地の利活用について

旧朝日出張所跡地の利活用については、既に地区公聴会を開催し地域の声を把握していると思うが、今後の人口構成の変化に伴うさらなる高齢化社会を見据え、避難所機能や高齢者の食生活の支援など、特に高齢者の意見を把握し十分に反映させること。

4、保育所の人員確保について

新型コロナウイルス感染症への対応や、少子化対応が重なる保育施設では、厳しい労働環境にもかかわらず、処遇改善が進んでいないため人員不足が続いている。今回の処遇改善を一時的なものとし、引き続き保育所運営費補助金等で補填するよう国に強く要望すること。

5、水道事業会計について

一般会計からの繰入金比率が、類似団体や全国平均と比較して大きな格差がある。市民に過度な負担を求めることなく、水道事業の長期的な安定性を確保する観点から見直しを検討すること。

6、次年度の予算編成等について

令和5年度予算編成においては、ウクライナ情勢や急激な円安による物価高騰が市民生活に及ぼす影響が懸念される中、コロナ感染対策の徹底と社会経済活動の両立に向け、さらなる財源確保の必要性が見込まれる。そのため、これまで以上に財政規律の維持に努め、事務事業の十分な精査をした上で、縮小、廃止等の見直しを行うこと。何よりも、市民の健康・生活・事業・雇用を守る事業実施を最優先にすること。そして、総合戦略推進に基づく子育て支援、新図書館整備事業等、さらには共生社会実現を推進する施策など、本市の将来を見据え、必要性・緊急性を基に優先順位をつけた中での予算編成を実施すること。

また、コロナ収束後には、抑えていた消費意欲の急激な活発化、ペントアップ需要が期待される。同需要を確実に取り込むことを視野に入れた、本市の強みを生かした戦略的施策に取り組むこと。

加えて、近年激甚化する自然災害に対応するため、将来への投資的事業についても必要に応じ計画修正を行うなど、柔軟な事業執行に努めること。

最後に、本意見書及び委員会での意見を令和5年度の当初予算編成に反映することを要望するとともに、予算審議と決算審査の循環性を図るため、令和5年（令和4年度決算認定審査）予算決算特別委員会において、その取組についての回答を求める。

以上、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（市原隆生君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（18番・平野文活君登壇）

○18番（平野文活君） 日本共産党を代表して、議第69号令和3年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第70号令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第74号令和3年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議第79号令和4年度別府市一般会計補正予算（第6号）新湯治・ウェルネスツーリズム事業推進に要する経費に対する反対討論を行います。

まず、一般会計の決算についてです。市税特別措置条例により、令和3年度の固定資産税が4件減免されていることに反対いたします。

これは国の地域未来投資促進法により、地域経済牽引事業者の固定資産税を3年間免除するというものです。地域経済を引っ張る力がある事業者とは、減免する必要もない経済力のある企業であり、指定されない多くの中小企業との関連でも極めて不公平な制度です。しかも、その企業名も減免額も非公開となっています。

次に、各種証明書のコンビニ交付約3,940万円に反対です。

これはコンビニ交付に係るシステム構築経費などですが、システムそのものに大きな問題があります。市の窓口で住民票の交付を受ける際の手数料は300円ですが、コンビニ交付なら150円に軽減した上に、さらに市からコンビニに120円の手数料を払うというのです。これはコンビニ交付にかかるコストを利用しない市民にも負担させていることとなります。少なくとも、窓口交付の手数料も150円に引き下げるべきです。

さらに、鉄輪地獄地帯公園整備に要する経費約1億9,652万円に反対です。

これは市有地を約5億円かけて造成して、特定の民間営利事業者に20年間使用させる事業です。令和3年度では、この民間営利事業の企業の宿泊利用者は1万1,339人であり、仮に宿泊単価が1万円でも1億円以上の収入となり、使用料570万円はあまりにも安過ぎます。

さらに、亀川住宅建替に要する経費約15億3,822万円に反対です。

これは、民間の資金で市営住宅を建てて完成後に買い取るという、いわゆるPFI方式で行われた事業です。以前行われた西別府住宅建て替え事業で実施された従来方式のほうが、経費節減の点でも、また市内業者に広く仕事が回るという点でもよかったですと思います。

さらに、令和3年度のB-biz LINKへの公金支出の合計は約2億1,588万円にもなりますが、これにも反対です。

B-biz LINKの事業報告書によると、令和3年度の再委託料は2億円を超えています。これは民民の契約ということで再委託先は非公開です。公金もB-biz LINKに渡った途端に民間資金になるのです。B-biz LINK設立に当たって、市長が株式会社別府市役所と説明した理由がやっと理解できた思いです。B-biz LINKは、紛れもなく公金で運営されている第三セクターであり、その事業内容と成果など、

全ての情報を市民に公開すべきであると改めて強く要求いたします。

一般会計決算の最後に、水道事業会計に対する繰出金が少な過ぎることに反対いたします。

予算決算特別委員会での質疑でも明らかになりましたが、令和3年度では約3億6,800万円の事業が総務省の繰入基準に該当しておりますが、繰出しすべき4分の1の約9,200万円が繰出しされておられません、その結果、予算決算特別委員会意見書も指摘されましたように、別府市水道会計における繰入金比率は2.36%と、類似団体の11.35%や、全国平均の14.53%に比べて極端に低いのです。このままでは、長期にわたる安心・安全の水道事業が保証されなくなることを強く警告いたします。

続いて、議第70号国保会計決算に反対いたします。

令和2年度末の基金残高は約8億8,000万円もため込み過ぎだと批判しましたが、令和3年度末でもさらに3億7,000万円も上乗せされ、基金残高は12億5,915万円にもなりました。加入世帯の75%が所得100万円以下の低所得者であり、現年度分収納率は県下18市町村中16位、7世帯に1世帯が滞納しております。国保会計決算に反対するとともに、令和5年度の税率改正に当たって、所得割だけでなく均等割、平等割の大幅引下げで、特に低所得世帯の負担を軽くすることを強く求めます。

さらに、議第74号介護保険会計決算にも反対です。

令和2年度末でも、基金残高は約10億円を超えていました。保険料の引下げを求める我が党の要求に対して、市当局は5億円を第8期保険料の据置き財源とし、残りの5億円は9期以降の財源としたいと説明していました。ところが、第8期の初年度である令和3年度でも約9,300万円の基金積立ができ、残高は約11億6,387万円にもなりました。令和5年度では、保険料引下げとともに、全国では当たり前になっている利用料の減免制度を別府市でも創設するよう強く求めます。

最後に、議第79号新湯治・ウェルネスツーリズム事業900万円に反対いたします。

そもそも、市有地を民間営利企業に提供すること自体に反対です。これまでもゆめタウン誘致により、市内の購買力が奪われたことは明らかです。使用料収入と固定資産税を基金に積み立て、中心市街地など周辺整備に活用するとした約束はどうなったのでしょうか。イベント広場として活用し、年間通じて大中小のイベントが切れ目なく開かれたほうがよほどよかったと思います。パークPFIによる事業も、最終的には特定の企業を選定せざるを得ず、結果として市が特定の民間企業のもうけ仕事に手を貸すことにならざるを得ません。市有地の活用は公の事業、少なくとも非営利の事業に限定すべきだと強調して、日本共産党議員団としての反対討論を終わります。

○議長（市原隆生君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

初めに、上程中の議第79号令和4年度別府市一般会計補正予算（第6号）に対する各委員長報告はいずれも原案可決であります。

本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市原隆生君） 起立多数であります。よって、本件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議第60号令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議第68号工事請負契約の締結についてまで、及び議第78号令和4年度別府市一般会計補正予算（第5号）、以上10件に対する各委員長報告はいずれも原案可決であります。

以上10件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上 10 件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議第 69 号令和 3 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市原隆生君） 起立多数であります。よって、本件については、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、上程中の議第 70 号令和 3 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市原隆生君） 起立多数であります。よって、本件については、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、上程中の議第 74 号令和 3 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市原隆生君） 起立多数であります。よって、本件については、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、上程中の議第 71 号令和 3 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 73 号令和 3 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議第 75 号令和 3 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 77 号令和 3 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定についてまで、以上 6 件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとの報告であります。

以上 6 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上 6 件については委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 85 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第 85 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）の概要について御説明いたします。

今回補正する額は、23 億 8,600 万円の増額で、補正後の予算額は 611 億 8,300 万円となります。

物価高騰に対する国の追加策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額され、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されました。本市においては、この交付金を活用し、特に物価高騰の影響を受ける子育て世帯及び高齢者、事業者を対象に支援策を講じます。

子育て世帯に対しては、学校給食費の保護者負担を軽減します。10 月から、公立の幼稚園及び小中学校の給食費を子ども 1 人目と 2 人目は半額、3 人目以降は無料とし、私立

においても公立と同等の軽減額を補助いたします。この支援策については、新年度以降においても継続して実施できるよう、財源の確保に努めてまいります。

また、年金が引き下げられる中、物価高騰の影響を受ける70歳以上の高齢者に対しては、電子マネーをチャージした交通系ICカードを配布します。高齢者の生活や移動を支援するとともに、ICカードが利用されることにより、コロナ禍における交通事業者の事業活動支援に寄与するものと考えています。

さらに、事業者に対しては、燃料価格の高騰が経営を圧迫している影響を軽減するため、現行制度で支援が受けられない運送事業者等を対象に本市独自の補助金を創設し、事業活動を支援してまいります。

特に、物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対しては、国の対策により1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金を給付いたします。

新型コロナウイルス感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が12月末まで延長されたことに伴い、感染症の影響により収入が減少し、生活が困窮する方々を支援するため、当該支援金の追加額を計上しています。新型コロナウイルスワクチンの接種については、10月から開始するオミクロン株対応ワクチンの接種及び5歳から11歳までの3回目接種に必要な経費の追加額を計上しています。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

順次発言を許可いたします。

○12番（加藤信康君） 令和4年度別府市一般会計補正予算（第7号）につきまして、今市長の方から提案理由の説明がありました。23億8,600万円という大規模な補正予算ということで、少し質疑をさせていただきたいと思っております。

今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基にこの事業ですけれども、物価高騰対策事業費があります。3億8,138万3,000円ですけれども、地方創生臨時交付金を活用しても不足しているということで財政調整基金からの繰入れがありますけれども、国の交付金で収まらなかったその理由についてお聞きしたいと思っております。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

今回の支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しまして、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するため、国が電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設したことに伴い、実施するものでございます。具体的な支援事業につきましては、国が示します推奨事業メニューに基づきまして協議検討を行い、概算事業費を試算する中、国が全体で6,000億円の予算規模が示されましたが、一般財源を措置しても物価高騰の影響を受けた市民生活や事業者の支援を実施することが必要であると、あるとの判断をあらかじめしておりました。

現状では物価上昇のペースは加速しており、さらに10月からはこれまで以上の食品等の値上げが見込まれることから、気負いすることなく効果的な支援を実施することが必要であるというふうに考えております。

なお、今回の補正では基金を取崩しをいたしますが、令和4年度末での財政調整用の基金の残高見込みにつきましては73億3,000万円となりまして、昨年11月に公表いたしました、長期財政収支の見通しでの残高が65億5,000万円ですので、基金残高につきましては7億8,000万円、現在では見通しよりも上回っているということが現状でございます。

○12番（加藤信康君） 気負いすることなくということで、積極的な予算措置ということで、これは評価をいたしたいと思っておりますが、物価高騰が一体いつまで続くのというのは分かり

ません。ずっと国が面倒見てくれればいいですけども、なかなかそういうことになるのかなという気がしますので、同時に財源には限りがありますので、その辺は忘れないように、チャンスがあれば国の予算を利用しながら事業を行うというふうにさせていただけたらなというふうに思います。

それで、本市独自の施策ということで、国が推奨事業を、のメニューを出しているの中から3つの事業を選んでいくようです。

まず、別府市の市立学校の給食費の負担軽減に要する経費、併せて市立学校の補助金についてお聞きしたいと思いますけれども、まずこの事業内容ですね、説明を頂きたいと思います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

本市の総合戦力が基礎とします人口ビジョンでは、人口減少克服に向けた課題として合計特殊出生率が他市と比較しまして低いことや、子育て世帯の周辺都市への転出が多いことなどが挙げられております。

この課題解決に向け、総合戦略におきまして保育所定員の増員、あるいは放課後児童クラブの増設、子ども医療助成の拡充など、子育て世帯の支援充実に取り組んでいるところでございますが、人口減少が加速する中、子育て世帯の転出を抑制し、移住定住を促進していくため、子育て世帯に寄り添った周辺自治体にはない本市独自の施策の実施に向け、これまで関係間で協議を重ねてきたところでございます。

今回の学校給食費の負担軽減は、国の物価高騰対策として新たな地方創生臨時交付金の創設を機に実施するものでございますが、現下の価格高騰への影響緩和、これはもとより、将来的にわたり子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て世帯の移住定住を促進する施策としても、これを位置づけておるところでございます。

そのため、新年度に向け財源の見通しを立てており、持続性のある制度として安心して子育てできる環境の充実というのを計っていきたいというふうに考えております。

○12番（加藤信康君） 提案理由の説明の中でも、次年度以降においても継続して実施したいということでありませう。

今回のこの事業、やはり総合戦略という言葉出ましたけども、やはり戦略的な事業だというふうに思いますし、これがもし定着とするとすれば、すごい決断だなと私は思うのですよ。戦略的な事業として、もしこれが定着すれば、これは子育て世代の転出を抑制して、移住定住を促進していく、そうするとやはりその結果、効果も測定をしていかなければならないなというふうに私は思います。

それで、この間うちの会派の議員が教育委員会のほうにも、給食費の公費負担について過去、質問をしておりますけれども、残念ながら給食費を負担するというような言及はされてないなというふうに思っています。間違っていたら言ってください。教育委員会として判断の施策とするのか、市の戦略的な事業としてやっていくのかでやっぱり変わってくるな、給食費ですから負担してくれる、父兄にとってはそれは大歓迎です。大歓迎なのですが、あと来年に向けて今から財源の検討をしていくということなのです。ぜひ定着をしていただきたいですけども、同時に教育委員会の中でもしっかりと議論していただきたい。ただよかったよかったで終わらせない、戦略的な事業として将来もし効果測定をしていくにしても、やっぱり財源がなくなればなかなか続くわけではないと思いますし、同時に市が独自で検討してきた、周りの自治体にはない政策として打ち上げたとしても、では周りが全て同じ政策を取ったときにはどう効果を評価するのかということまで考えなければならぬというふうに思います。同時に、やはり教育委員会がこの公費負担は大事なのだという判断をする中で進めていけば、将来的にこれが当たり前になってくる、一度始めたらやめられない事業と私は思っていますので、ぜひ効果も含めて教育委員会としても議論し

ていただきたいな、同時に市のほうも財源措置、ぜひお願いをしたいと思います。僕にとっては歓迎する事業なのですけれども、先々のことがやはり不安もあります。ぜひよろしく願いいたします。

次に、交通系 I C カードの配布についてです。

まず、交通系 I C カードを配布するということですのでけれども、物価高騰は高齢者だけの問題ではないというふうに思っています。対象者は 70 歳以上にしたという、その理由をお聞かせください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えいたします。

年金が引き下げられる中の、物価高騰の影響を受けている高齢者を対象にさせていただきました。年齢につきましては、現在実施しておりますひとまもり・おでかけ支援事業の対象者に合わせ、令和 5 年 4 月 1 日までに 70 歳以上となる方とさせていただいております。

○12 番（加藤信康君） では、交通系 I C カードとした理由についてお願いします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

電子マネーをチャージした交通系の I C カードは、お出かけの際のバス等の御利用時に御使用、またお出かけ先での買い物等に御利用いただくことができます。I C カードを利用することにより、高齢者の移動や生活の支援、また交通事業者の事業活動支援につながると考え、交通系 I C カードを配布することといたしました。

○12 番（加藤信康君） 一度に大量の、これ聞いたら 3 万世帯以上ということでした。大量のカードを一遍に発注して、それに 7,000 円のチャージをして、どこがチャージするのかちょっと分かりませんが、かなりの時間がかかるなというふうに思います。できればちゃんとした交渉をして、現場の職員に余分な仕事が回らないようお願いしたいなというふうに思います。

交通系 I C カード、交通系が入ってるからバスやタクシーで使えるのかなという感じではないですね、今もうみんな普通のお店で物が買えます。そうになると、カードではなくても現金でもいいではないかということも言えるわけなのです。ですから、あえて交通系 I C カードを配るといふ、この後の利用の仕方をしっかりやっばり考えていかなきゃならないかなというふうに思いますけども、その点についてはいかがですか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

交通系の I C カードですが、市から今回チャージの分の御利用後は、御自身で必要額をチャージしていただくこととなりますが、外出に際しての移動や買い物等の利便性向上のため御使用できます。進んで御利用いただけるよう、努めてまいります。

○12 番（加藤信康君） 70 歳以上の方となりますと、ほぼ、非課税世帯もかなりおられるのではないかなと思いますし、そうなりますと今回、国が非課税世帯に 5 万円配布するとの分とかなりダブってくるなど。そこら辺はやむを得ないかなという気がしますけれども、これもやはり事業効果というのはどう把握するのかなという気がしますので、ちょっとどういう状態になるのか、年度内に本当に終わってほしいなと思いますけれども、見続けていきたいなというふうに思います。

では、運送業者に対する燃料高騰補助金についてです。

この経費について、補助対象者の要件はどのようになっていますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

燃料油価格高騰対策事業補助金の対象者につきましては、別府市内に事業所等を有するトラック運送事業者及び自動車運転代行業業者で、令和 4 年 4 月 1 日時点で貨物自動車運送事業法第 3 条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者、及び同法第 36 条の規定に基づき、貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者、及び大

分県公安委員会が認定している自動車運転代行業者としております。

○12番（加藤信康君） それでは、補助交付対象となってる車種の、車両の車種ですね、どのように区分されているのかお願いします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

交付対象の車両につきましては、運送事業及び運転代行業に使用している車両とし、車種は3つに区分しております。1つは大型トラック等が該当する普通自動車、2つ目は小型トラックが該当する小型自動車、3つ目は軽トラックが該当する軽自動車となります。

分類につきましては、道路運送車両法施行規則第2条の規定に基づく自動車の長さ、幅、高さ、総排気量で分類しており、普通自動車、小型自動車の区分は、小型自動車は長さ4.7メートル、幅1.7メートル、高さ2メートル以下で、総排気量2リットル以下の小型トラック、普通自動車は小型トラック、軽トラック以外の大型トラック等となります。

なお、自動2輪車及び牽引車、被牽引車、霊柩車、特殊自動車等は補助対象外としております。

○12番（加藤信康君） 続いて、今回の補助対象者を運送事業者とした経緯について聞かせてください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

エネルギー価格の高騰により、経営の影響を受けている運送事業者に対する補助についてですが、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業者、いわゆるバス事業者、タクシー事業者につきましては、国や県の補助制度があり、国、県での補助の対象とならなかったバス事業者に対しては、令和4年6月の市議会定例会で議決を頂き、市から補助を行っているところです。

しかし、貨物運送事業者については、事業者が荷主に対して燃油サーチャージ制度への理解を得るための取組を進めておりますが、国や県による直接的な補助はなく、経営が圧迫されている状況です。

このようなことから、市民の暮らしや地域経済活動を支え、輸送サービスの担い手である貨物事業者に対しまして、安定した輸送力の確保のため、また燃油価格高騰の影響を緩和するため、補助するものです。

○12番（加藤信康君） じゃあ、補助金の予算見積りはどのように行ったのでしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

予算の見積りに当たっては、大分運輸支局からの、別府市内の貨物運送事業の事業者及び登録車両の総数、また大分県警察本部が公表しております自動車運転代行業者の一覧を参考に、車両台数等を見積もり、予算額を積算しております。

○12番（加藤信康君） 予算内で収まればいいかなというふうに思いますけれども、これからどういう要望が出てくるかなというふうな気もしています。物価高騰対策は、物価高騰ですね、あらゆる職種に関わっているわけです。補助金や給付金をピンポイントに出していくとしても、どっかでやっぱり不公平感が出てくるのではないかなというふうに思います。

これまでコロナ禍の対策事業、そして今回の物価対策事業等々いろんな施策をしているのですけれども、どの世代とかどの家庭だとか、どういう業種にどれほどの措置がされたのかというのは、ぜひ把握をしていただきたいなというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いします。

最後に、今回国庫事業を10分の10の事業というので上がってきております。やるのは当たり前との思いが強いのですけれども、これだけ立て続けに継続事業が次から次に来ますと、もうはっきり言って市役所の本来業務プラスアルファがずっと続いているわけです。もう職員の皆さん真面目ですからね、市長がやれと言えややるのですが、やっぱり体のこ

ともしっかり見ていただきたい、各職場の状況をしっかり把握して事業を進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

- 議長（市原隆生君） お諮りいたします。ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 85 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）については、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（市原隆生君） 起立全員であります。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に日程第 4 により、議第 80 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 81 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 80 号及び議第 81 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として徳田靖之氏、及び永富絹代氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞよろしく願いいたします。

- 議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の、議第 80 号及び議第 81 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上 2 件については、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 5 により、議第 82 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第 84 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 82 号から議第 84 号までの 3 議案は、人権擁護委員として松本久美子氏、宮脇命人氏、及び宮崎淳一氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の、議第 82 号から議第 84 号までの人権擁護委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 3 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件については、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 6 により、報告第 9 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから報告第 11 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 9 号及び報告第 10 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は 2.9%で、早期健全化基準の範囲内にあります。

また、資金不足比率については各特別会計ともありません。

報告第 11 号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

以上、3 件につきまして御報告申し上げます。

○議長（市原隆生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 7 により、議員提出議案第 9 号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書から、議員提出議案第 11 号教職員が保護者や地域とつながり地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書まで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 9 号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（11 番・穴井宏二君登壇）

○ 11 番（穴井宏二君） 議員提出議案第 9 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年 4 月 26 日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながら OJT 等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

大分県別府市議会

財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 9 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市原隆生君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 10 号地方財政の充実・強化に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12 番・加藤信康君登壇)

- 12 番(加藤信康君) 議員提出議案第 10 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつある。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022 年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 7 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終

了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

最後に、議員提出議案第11号教職員が保護者や地域とつながり地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・三重忠昭君登壇）

○9番（三重忠昭君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

教職員が保護者や地域とつながり地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書

学校では子どもの教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日頃の学習や学校行事を進めていくことの重要性が増している。さらに今、「子どもの貧困」、「いじめ」、「不登校」、「教育格差」、「ヤングケアラー」など子どもたちを取り巻く環境は年々厳しさを増し、その対応も複雑多様化している。

これら学校の役割や課題解決に向け、教職員が保護者や地域を知り、理解を得ながら進めていくことが大切であることは言うまでもない。

教職員の異動については、教員の資質や能力の育成及び学校の活性化のためには必要なものであり、異動そのものを否定するものでもなく、実際に異動は行われている。

しかし、大分県においては平成23年10月以降、採用後「人材育成」として、対象者は広域的な異動を短期間で頻繁にしている。この「人事異動ルール」は子どもや保護者、地域、そして学校及び教職員にとって多くの課題があると言わざるを得ない。

1点目として、信頼関係を結びながら教育活動することが大切であるにもかかわらず、わずか3年（学校・学校支援センター配置の学校事務職員は2年）で、教職員と子ども、保護者、地域との関係が切れてしまうこと。

2点目として、昨今の大規模な災害を経験し、学校の避難場所としての役割が期待される中で、地域を知る教職員の重要性が増していること。

3点目として、広域化により通勤利便性の高い大分市内に定住する教職員が増える傾向にあり、出身地域に定住または地域に移住する教職員が減ることで、地域やその経済にも

少なからず影響があること。

4 点目に、教職員の多忙化に加え、この「大分県の人事異動ルール」により採用後、短期間での異動によって教職員のワーク・ライフ・バランスが保てず、教職員志望者が大分県での受験を敬遠する一因となっていることや、教員不足にもつながっていること。

よって、長期にわたった教職員のキャリア形成の視点で、どっしりと腰を落ち着けて保護者や地域とともに、子どもたちに豊かな教育を保障する教育活動にしていくためにも下記の事項を要望する。

記

1 教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生などの観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域異動は行わないこと。

2 新採用から短期間のうちに教職員などの人事地域間異動・学校事務職員の勤務替えを行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

大分県別府市議会

大分県教育委員会教育長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（市原隆生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 11 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

最後に、日程第 8 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和 4 年度第 3 回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和 4 年第 3 回別府市議会

定例会を閉会いたします。

午前 11 時 48 分 閉会